



# YELL・Spirits

2009年9月号

エール・スピリッツ

## Contents

発行：社会保険労務士法人エール  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018  
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
Email：info@sr-yell.com



代表鎌倉より 執筆記事のご案内 9月(10月)給与計算注意事項 年金・健保ともに赤字続き 注目トピックス  
出産育児一時金の支給額と支給方法が変わります 最低賃金額 引き上げ額の動向について  
労務相談室：退職勧奨と解雇の違いについて スタッフコラム

鎌倉です。

自民党が惨敗、民主党が圧勝しました。今回、期日前投票に行きましたが、駐車場は長蛇の列、投票所も行列で、日本を何とか変えなければという強い危機意識を多くの国民がもっているのを感じました。

完全失業率が過去最低の5.7%を更新し、さらなる悪化が見込まれる中で、製造業派遣の禁止や、最低賃金引き上げ、最低保障年金など今後打ち出される具体的な景気対策、雇用対策、中小企業施策が気になります。雇用、労働、年金、健康保険に関する様々な改正が予想されますので、我々もいち早く情報を仕入れ、具体的なお提案に備えたいと思います。

さて、先日、経営者700人が集まる勉強会に参加する機会がありました。その中で「経営者・リーダーはどんなときでも元気でなければいけない。特に中小企業経営者は考え方に気をつける。思考は行動を左右し、会社を左右する」「考え方は言葉になり、言葉は行動になり、行動は習慣になる。習慣は人格になり、人格は運命になる。」という話がありました。国語辞典によると、元気とは「進んで物事をやろうとする気力」とあります。経営者やリーダー自身が健康で元気がないとチャレンジもできないですからこれは大事です。景気悪化で苦しい中小企業も多いですし、経営者・リーダーの皆様は日々大変なお苦勞をされていると思いますが、自戒を込めていうならばそれだけに言葉には気をつけなければいけないですね。社員や部下の行動に影響を与えるからです。会社では、社長やリーダーは、どんなときも「太陽」のようであればならないのです。さて、私の元気充実法は、夫と一緒に朝食をつくり朝食を家族で楽しむこと 元気が出ないときは娘と童謡を歌うこと(童謡は前向きな曲が多い!) 元気な人と会うこと。そのような場に意識して出ることです。心と体は案外単純につながっているので行動から気力も変えられます。

皆様の活力の元はどんなことでしょうか?



**暑気払いの一枚です!**

**今年の社労士試験は8月23日。**

**試験お疲れ様会もかねて、新横浜の中華料理店にて。**

**北京ダックも紹興酒も美味しかったです。**

# 9月(10月)の給与計算注意事項

## 注意事項1

### 標準報酬月額の入替え

7月に提出した算定基礎届によって、9月～来年8月までの社会保険料計算の基礎となる標準報酬月額が決定しました。9月分(保険料を翌月控除している場合には、10月支給給与)の社会保険料から新しい標準報酬月額が適用されますので、標準報酬月額の変更を必ず行ってください。

## 注意事項2

### 健康保険料 料率変更

健康保険の保険料については、現在、全国一律の保険料率(8.2%)となっていますが、平成21年9月分より都道府県毎に保険料率が変わります。

平成21年8月分まで	平成21年9月分から		
	都道府県	全 額	被保険者負担分
全国一律 8.2% (被保険者負担分4.1%)	神奈川県	8.19%	4.095%
	東京都	8.18%	4.09%
	埼玉県	8.17%	4.085%
	茨城県	8.18%	4.09%
	千葉県	8.17%	4.085%
	栃木県	8.18%	4.09%
	群馬県	8.17%	4.085%

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険の保険料率1.19%(被保険者負担分0.595%)が加わります。

### 注意事項3

## 厚生年金保険料 料率変更

厚生年金の保険料については平成21年9月分より、下記のとおり変更となります。

	変更前	変更後
被保険者負担分	7.675%	7.852%
会社負担分	7.675%	7.852%
合計	15.350%	15.704%

### ポイント!

社会保険料を当月控除している会社は9月支給分の給与計算時から、翌月控除の会社は10月支給分の給与計算時から、健康保険料率・厚生年金保険料率を変更して下さい。



## 顧問先企業様へ

手続きをご依頼頂いている顧問先企業様には、新しい標準報酬月額と改正後の健康保険料及び厚生年金保険料に基づく個人別の社会保険料一覧表を9月中に別途ご案内させていただきます。

## 年金・健保ともに赤字続き

国民年金・厚生年金とも運用損が響き過去最大の赤字幅となっており、赤字額は、国民年金が1兆1,216億円、厚生年金が10兆1,795億円となっています。国民年金が3年連続の赤字、厚生年金が2年連続の赤字です。この主な原因はリーマンショック等により内外の株式市場が大幅に下落したことに加え、為替市場で急速に円高に進んだ影響により運用損失が膨らんだためです。これらの結果が、すぐに年金給付に影響を与えることはないと思われませんが、低迷が続くようであれば、現行制度の見直しも迫られそうです。また、協会けんぽ（旧政管健保）では収支が2,538億円の赤字となり、単年度赤字は2年連続で、赤字幅も拡大しました。失業が増えたことによる加入者の減少だけでなく、保険料計算のベースとなる給与や所得の水準も下がりました。支出については、高齢化に伴う医療費増が影響しています。協会けんぽでは今年9月から、保険料率が全国一律から都道府県ごとに個別に決められることになり、収支の結果が影響を及ぼすことになりそうです。

## 注目 トピックス

# 過労死を労災と認める判決・過労死による 損害賠償を企業に求める判決が増えています！

7月28日、東京高裁で偽装請負・過労自殺で約7,060万円の支払いを企業に命じる判決が出ました。そのほか、過労死を労災と認める判決が最近、特に増えています。不況の影響で人員削減するなか、残った社員に過度の負担が生じているケースもあります。

### ニコン 偽装請負・過労自殺訴訟 約7,060万円支払い命令

ニコンの工場に派遣されたアテスト(旧:ネクスター)の元社員の自殺をめぐる訴訟の控訴審判決が東京高裁でありました。1審に続いて「過労自殺」を認め、1審判決より賠償額を増額し、7,058万円の支払いを命じました。

実質的な派遣労働者の過労自殺が高裁レベルで認められたのは初めてです。

亡くなった元社員は製品の最終検査を担当し、1999年3月に自殺しました。昼夜交代勤務で同1月は時間外労働が77時間に上り、同1~2月には15日間連続勤務をしていたことなどから、高裁は「業務が原因でうつ病になり自殺した」と認定しました。

### 佐川急便「過労自殺は労災」 逆転裁判

佐川急便で派遣社員として働いていた元社員が過労によるうつ病が原因で自殺したとして、母親が仙台労働基準監督署に請求した労災申請について、労働保険審査会は3日、仙台労基署の不認定を取り消し、労災を認める逆転の裁判をしていたことがわかりました。同審査会が逆転裁判を下すのは異例ということです。

審査会の判決書などによると、亡くなった元社員は遅くとも2006年2月までにうつ病になり、同年3月、自宅で自殺しました。自殺前の約1年間は1か月あたり100時間を超える時間外労働を続けていたといえます。

母親は、9,335万円の損害賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こして、いまだ係争中です。

### 技能実習生が労災申請

茨城県内の会社で技能実習生として働いていた中国人男性(当時31歳)が死亡したのは長時間労働による過労が原因だとして、男性の遺族が鹿嶋労働基準監督署に労災申請を行ったことがわかりました。弁護団によれば、外国人実習生の過労死による労災申請は初であり、男性は多いときで月180時間の残業をしており、休日は月に2日程度だったと

いいです。男性は2005年に研修生として来日し、06年から技能実習生として働いていたが、08年6月6日午前4時ごろ、寝ていた会社の寮で死亡しました。直接の死因は急性心不全でした。

### 企業としてどんな対策が必要か？

必要な対策はいくつもありますが、まずは下記の3つを徹底しましょう。

1. 時間外労働が月100時間または2~6か月平均で月80時間を超えている労働者には、医師の面接による保健指導を受けさせましょう。

2. 高血圧や心臓病、脳血管障害といった突然死を引き起こす可能性のある病気を持っている人には特に注意をし、

長時間勤務や夜勤の制限、職種の変更、適正配置を徹底しましょう。

3. メンタル不全の場合、早期発見が大切です。直属の上司が、「ミスが増えた」「発言が減った」「遅刻が増えた」など、初期のサインを発見し、治療へ導くことができるよう、管理職の研修を行うのも効果的です。



H21.10月より

## 出産育児一時金の支給額と支給方法が変わります！

### 支給額について

被保険者やその被扶養者が出産したときに支給される一時金は、38万円となっていますが、平成21年10月から42万円（ ）に引き上げられます。

産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合に限ります。それ以外の場合には、35万円から4万円引き上げ39万円となります。

### 支給方法について

平成21年9月までは原則として出産後に協会けんぽ支部に申請した上で、出産育児一時金を受給していますが、平成21年10月からは、出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることができるよう、協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組みに変わります。

出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合には、その差額分を出産後、協会けんぽに請求することで差額分が受給できます。また、出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額を超える場合には、その超えた額を医療機関等にお支払いいただくこととなります。

出産育児一時金が医療機関等に直接支払われることを望まれない方は、出産後に被保険者の方に支払う従来の方法をご利用いただくことも可能です。（ただし、出産にかかった費用を医療機関等にいったんご自身でお支払いいただくこととなります。）

## 最低賃金額 引き上げの動向について

### 引き上げ額の目安は全国平均7～9円

厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会（小委員会）は、2009年度の最低賃金の改定額の目安を決定しました。35県については現状維持とし、最低賃金額が生活保護支給額を下回る12都道府県に限り引上げの方針を打ち出しています。その結果、引上げ額は全国平均で7～9円となり、昨年度実績（16円）を下回る見込みです。

最低賃金は、企業が従業員に支払う義務のある最低限の賃金で、都道府県ごとに決まっています。現在は、最も高いのが東京都、神奈川県などの「766円」、最も低いのが宮崎県、鹿児島県、沖縄県などの「627円」となっており、全国平均は「703円」（いずれも時給換算）です。

### 景気後退の影響は

今回の審議においては、生活保護の支給額が最低賃金の額を上回る地域の解消と、昨秋以降の景気後退の影響をどう見るかが焦点です。昨年は47都道府県すべてで引上げが示されましたが、昨秋以降の急速な景気後退に配慮し、今回は35県を現状維持としました。引上げを示したのは12都道府県にとどまりました。それも、最低賃金の額が生活保護の支給額を下回る状況を解消するのが狙いで、最も引上げ額が大きいのは東京の20～30円、最も低いのは秋田の



2円でした。 yeil

## 労務相談室

### 【今月のテーマ】

### 退職勧奨と解雇の違いについて

Q

景気悪化の影響で人員の削減を検討しています。解雇以外に退職勧奨という方法があることを知りました。退職勧奨の性質及び解雇との違いについて教えてください。

A

退職勧奨とは・・・？

会社が社員に「退職してもらえないか」と、退職の誘引を行う行為。退職に応じるかどうかは社員の意思によります。割増退職金などの条件提示と併せて行われることが多いです。

解雇とは・・・？

会社が社員に対して一方的に労働契約を解約する行為。解雇は下記のルールがあります。

- ・労働契約法第16条 「解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする。」
- ・労働基準法第20条 「使用者が労働者を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、予告をせず即時に解雇する場合は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。」

また、整理解雇の場合は、上記の他に「整理解雇の4要素（要件）」が問われます。

解雇の必要性 解雇回避努力 人選基準の合理性 社員への説明・協議

退職勧奨は労使の自主的な合意に基づくものですので、解雇の様なルールは定められていません。退職勧奨は両者合意の上で労働契約の解除を行うため、会社にとってはトラブルリスクが少なくなります。ただし、退職勧奨の進め方・手法が社会通念上の限度を超えるものは「退職強要」となります。内容によっては不法行為となり損害賠償を請求される対象になることがあるので注意が必要です。

## スタッフコラム

今月のコラムは  
小寺が  
担当します。



小寺です。

8月23日（日）に、第41回社会保険労務士試験があり、受験してきました。

不況のせい！？か、今年は受験申込者数過去最多（67,745人）を記録したそうです。その中で合格できるのはほんの8%程度。さて気になる私の結果は、11月の合格発表までヒ・ミ・ツということで！

1年間勉強してきましたが、8月に入ってからの毎土日は、朝から晩まで資格学校の自習室に入り浸っておりました。自習室には老若男女問わず、様々な資格取得に向けて勉強中の方々ばかり。一番多いのは公認会計士受験生でしょうか。就職せずに資格取得にむけて365日勉強し続けるわけですから、その精神力は並大抵ではないものと想像します。私も、彼らのようにもっと若い頃から勉強していれば、記憶力という面では「こんなにも苦しまずに済んだのかな～」と思う一方、定年前後と思われるご年配の方々も多くいらっしゃり、「まだまだ！」と元気づけられます。結果はどうかであれ、目標に向かって努力した苦労は決して無駄にはならないと信じて、スキルアップしていきたいと思えます。

ともあれ、9月一杯は試験のことは忘れて（仕事柄あまり忘れられませんが・・・）、のんびりしたいなと思っています。